

## 新旧対照表

### ○さいたま市環境影響評価技術指針

改正後	改正前
<p><b>第1 総論</b></p> <p><b>1 趣旨</b></p> <p>この技術指針は、さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>環境影響評価及び事後調査を実施するために必要な技術上の指針として、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の方法、環境の保全について配慮すべき事項（以下「環境配慮事項」という。）、<u>環境を保全するために必要な措置（以下「環境保全措置」という。）並びに事後調査の方法等に関する事項を定めるものとする。</u></u></p> <p>なお、<u>この技術指針は、既に得られている科学的知見に基づくものとし、必要があると認めるときは、最新の科学的知見に基づき、これを改定するものとする。</u></p> <p><b>2 基本的事項</b></p> <p><b>(1) 環境影響評価及び事後調査に当たっての基本的事項</b></p> <p>条例第2条第3号に規定する事業者（<u>条例第40条第1項に規定する都市計画決定権者を含む。以下同じ。</u>）は、環境影響評価及び事後調査を実施するに当たっては、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の社会的自然的状況（以下「地域特性」という。）を勘案した上、技術指針に従って環境影響評価の項目及び調査等の方法を選定し、環境配慮事項及び環境保全措置を</p>	<p><b>第1 総論</b></p> <p><b>1 趣旨</b></p> <p>この技術指針は、さいたま市環境影響評価条例（平成15年さいたま市条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るために必要と認められる技術上の指針として、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の方法、環境の保全について配慮すべき事項（以下「環境配慮事項」という。）及びそのための措置（以下「環境保全措置」という。）並びに事後調査の方法等に関する事項を定めるものである。</u></p> <p>なお、技術指針は、既に得られている科学的知見に基づき<u>定めるものとし、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認めるときは、これを改定するものとする。</u></p> <p><b>2 基本的事項</b></p> <p><b>(1) 環境影響評価及び事後調査に当たっての基本的事項</b></p> <p>条例第2条第3号に規定する事業者は、環境影響評価及び事後調査を実施するに当たっては、対象事業の内容（以下「事業特性」という。）並びに対象事業実施区域及びその周囲の社会的自然的状況（以下「地域特性」という。）を勘案した上、技術指針に従って環境影響評価の項目及び調査等の方法を選定し、環境配慮事項及び環境保全措置を検討するものとする。</p>

検討するものとする。

**(2) 環境影響評価の項目**

環境影響評価の項目は、原則として別表1に掲げる項目とする。

事業者は、事業特性及び地域特性を勘案した上、別表1に掲げる項目の中から環境影響評価の項目を選定するものとする。

また、事業者は、事業特性及び地域特性を勘案し、別表1に掲げられていない項目への影響が及ぶおそれがあると認められる場合は、必要に応じ当該項目を環境影響評価の項目に追加するものとする。

**(3) 環境影響評価の対象とする環境影響要因**

対象事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下「環境影響要因」という。）は、当該対象事業に係る工事の実施、工事が完了した後の土地又は工作物の存在（以下「存在」という。）及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動（以下「供用」という。）とする。

(4)～(5) [略]

(削除)

**(2) 環境影響評価の項目**

環境影響評価の項目は、原則として別表1に掲げる項目とする。

事業者は、事業特性及び地域特性を勘案した上、別表1に掲げる項目の中から調査等の項目を選定するものとする。

また、事業者は、事業特性及び地域特性を勘案し、別表1に掲げられていない項目への影響が及ぶおそれがあると認められる場合は、必要に応じ当該項目を調査等の項目として追加するものとする。

**(3) 環境影響評価の対象とする環境影響要因**

対象事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下「環境影響要因」という。）は、当該対象事業に係る工事の実施、工事が完了した後の土地又は工作物の存在（以下「存在」という。）及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動（以下「供用」という。）とする。

なお、対象事業のうち、改築、改良又は変更に係る事業を除く事業にあっては、既存の建築物その他の施設の解体工事（地中埋設物の撤去を除く）に伴う環境影響要因については、抽出する必要はないものとする。

(4)～(5) [略]

**(6) 環境影響評価対象事業の名称**

環境影響評価対象事業の名称については、広く一般市民へのわかりやすさを目指す観点から、対象事業が実施されるべき地域と対象事業の種類が容易に理解できるようなものとする。

### 3 環境影響評価及び事後調査の手順

#### (1) 環境影響評価調査計画書の作成に係る 手順

条例第7条第1項に規定する環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の作成に係る手順は、次のとおりとする。

#### ア～ウ(イ) [略]

##### (ウ) 調査等の項目の選定

(ア)及び(イ)を踏まえ、別表3に示す環境影響評価の項目（以下「別表3の項目」という。）に対して、必要に応じ、項目の削除又は追加を行うことにより調査等の項目を選定する。

##### (イ) 調査等の項目の削除

別表3の項目に関する環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合には項目の削除を行う。

#### (オ)～カ(ア) d [略]

e 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）は、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、次に定める内容に従い、選定項目ごとに各環境影響要因による環境影響を的確に把握することができる時期、期間又は時間帯を設定する。ただし、複数の環境影響要因が同時に存在する場合には、単独の環境影響だけでなく、関係するすべての環境影響要因による環境影響を合成して最大とな

### 3 環境影響評価及び事後調査の手順

#### (1) 環境影響評価調査計画書の作成に係る 手順

条例第7条第1項に規定する環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）の作成に係る手順は、次のとおりとする。

#### ア～ウ(イ) [略]

##### (ウ) 調査等の項目の選定

(ア)及び(イ)を踏まえ、別表3に示す項目（以下「別表3の項目」という。）に対して、必須項目については選定を必須とする。標準項目については、標準的に選定するものとし、必要でない場合には選定しないこととする。その他の項目については、必要に応じ、追加を行うことにより調査等の項目を選定する。

##### (イ) 調査等の項目の非選定

別表3の標準項目に関する環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合には項目を選定しない。

#### (オ)～カ(ア) d [略]

e 予測の対象とする時期、期間又は時間帯（以下「予測対象時期等」という。）は、選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、次に定める内容に従い、選定項目ごとに各環境影響要因による環境影響を的確に把握することができる時期、期間又は時間帯を設定する。

る時期、期間又は時間帯とする。

カ(ア)e(a)～(オ) [略]

#### キ 評価の方法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

(ア) 予測において、複数の環境影響要因による環境影響を合成した場合は、評価も合成した環境影響に対して行うこと。

(イ) 調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする方法であること。

(ロ) 国、埼玉県、市又は周辺市町村によって環境保全の観点からの基準、目標等が示されている場合は、当該基準、目標等を予測の結果が満足しているかどうかを明らかにする方法であること。

ク [略]

(削除)

(2) 環境影響評価準備書の作成に係る手順  
ア～ク [略]

(削除)

カ(ア)e(a)～(オ) [略]

#### キ 評価の方法

事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の方法を選定するに当たっては、次に定める事項に留意するものとする。

(ア) 調査及び予測の結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする方法であること。

(イ) 国、埼玉県、市又は周辺市町村によって環境保全の観点からの基準、目標等が示されている場合は、当該基準、目標等を予測の結果が満足しているかどうかを明らかにする方法であること。

ク [略]

#### ケ 調査計画書の作成

事業者は、条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書を作成するものとする。

(2) 環境影響評価準備書の作成に係る手順  
ア～ク [略]

#### ケ 準備書の作成

事業者は、条例第 14 条の規定に基づき、準備書を作成するものとする。

- (3) 環境影響評価書の作成に係る手順  
ア [略]

(削除)

- (4) 事後調査の実施及び事後調査書の作成に係る手順  
ア～ウ [略]

(削除)

4 [略]

別表1、3、4、6は別紙のとおり。

## 第2 各論

- 1 大気質  
(1) [略]  
(2) 調査

ア～イ(ア) b [略]

c 炭化水素

「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について（昭和52年環大企第61号環境庁大気保全局長通知）」に定める測定方法

イ(ア) d～(4) [略]

2 騒音・低周波音

- (3) 環境影響評価書の作成に係る手順  
ア [略]

### イ 評価書の作成

事業者は、条例第21条第1項の規定に基づき、評価書を作成するものとする。

- (4) 事後調査の実施及び事後調査書の作成に係る手順  
ア～ウ [略]

### エ 事後調査書の作成

事業者は、条例第35条第1項の規定に基づき、事後調査書を作成するものとする。

4 [略]

別表1、3、4、6は別紙のとおり。

## 第2 各論

- 1 大気質  
(1) [略]  
(2) 調査

ア～イ(ア) b [略]

c 炭化水素

「大気環境中の鉛・炭化水素の測定法について（昭和52年環大企第61号環境庁大気保全局長通知）」に定める測定方法

イ(ア) d～(4) [略]

2 騒音・低周波空気振動

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

ア [略]

イ 低周波音

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 騒音又は低周波音のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの状況

(イ) [略]

(ウ) 音の伝搬に影響を及ぼす地形・地物の状況

(I) a～b [略]

c 騒音又は低周波音により影響を受ける動物の生息状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による騒音及び低周波音の測定方法は、次に掲げる方法による。

(ア) a～c(a) [略]

(b) 在来鉄道騒音・軌道騒音

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年環大―第174号環境庁大気保全局長通知）」及び「在来鉄道騒音測定マニュアル（平成27年10月版）（平成27年環水大発第1510302号環境省水・大気環境局大気保全課大気生活環境室長通知）」に定める測定方法

d 航空機騒音

「航空機騒音測定・評価マニュアル（平成27年10月版）（平成27年環水大発第1510221号環境省水・大気環境局自動車環

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

ア [略]

イ 低周波空気振動

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 騒音又は低周波空気振動のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの状況

(イ) [略]

(ウ) 音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況

(I) a～b [略]

c 騒音又は低周波空気振動により影響を受ける動物の生息状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による騒音及び低周波空気振動の測定方法は、次に掲げる方法による。

(ア) a～c(a) [略]

(b) 在来鉄道騒音・軌道騒音

「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年環大―第174号環境庁大気保全局長通知）」に定める測定方法

d 航空機騒音

「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）」に定める測定方法  
ただし、1日当たりの離着陸回

境対策課長通知」に定める測定方法

e [略]

(1) 低周波音の測定方法

JISに定める測定方法又はこれと同等程度以上の精度を有する測定方法

#### ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

騒音又は低周波音による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

騒音又は低周波音による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

#### エ 調査期間・頻度

騒音又は低周波音による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

#### ア 予測内容

騒音又は低周波音の状況の変化の程度

#### イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 伝搬理論式

(イ)～(I) [略]

#### ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

a～b [略]

c 音源又は低周波音源のパワーレベ

数が10回以下の飛行場については、「小規模飛行場環境保全暫定指針について（平成2年環大企第342号環境庁大気保全局長通知）」に定める測定方法とする。

e [略]

(1) 低周波空気振動の測定方法

JISに定める測定方法又はこれと同等程度以上の精度を有する測定方法

#### ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

騒音又は低周波空気振動による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

騒音又は低周波空気振動による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

#### エ 調査期間・頻度

騒音又は低周波空気振動による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

#### ア 予測内容

騒音又は低周波空気振動の状況の変化の程度

#### イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 伝ば理論式

(イ)～(I) [略]

#### ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

a～b [略]

c 音源又は低周波空気振動源のパワ

ル（又は音圧レベル）、配置、稼働条件、周波数特性等

(イ) 地域特性に係る条件

音の伝搬に影響を及ぼす地形・地物の状況

(ウ) a～b [略]

c 騒音又は低周波音により影響を受ける動物の生息状況

d 将来の騒音又は低周波音の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

騒音又は低周波音による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

騒音又は低周波音による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

騒音又は低周波音による影響が最大となる時期及び当該時期の各時間帯

(イ) [略]

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 騒音又は低周波音による影響が事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が騒音又は低周波音の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果と

ーレベル（又は音圧レベル）、配置、稼働条件、周波数特性等

(イ) 地域特性に係る条件

音の伝ばに影響を及ぼす地形・地物の状況

(ウ) a～b [略]

c 騒音又は低周波空気振動により影響を受ける動物の生息状況

d 将来の騒音又は低周波空気振動の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

騒音又は低周波空気振動による影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

騒音又は低周波空気振動による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

騒音又は低周波空気振動による影響が最大となる時期及び当該時期の各時間帯

(イ) [略]

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 騒音又は低周波空気振動による影響が事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が騒音又は低周波空気振動の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測



の間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

### 3 振動

(1) [略]

(2) 調査

#### ア 調査内容

(ア)～(イ) [略]

(ウ) 振動の伝搬に影響を及ぼす地質・地盤の状況

(I)～(2)工 [略]

(3) 予測

ア [略]

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 伝搬理論式

(イ)～(I) [略]

ウ 予測条件

(ア) [略]

(イ) 地域特性に係る条件

振動の伝搬に影響を及ぼす地質・地盤の状況

工～(4)イ [略]

### 4 悪臭

(1) [略]

(2) 調査

ア [略]

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による悪臭の測定方法は、次

結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

### 3 振動

(1) [略]

(2) 調査

#### ア 調査内容

(ア)～(イ) [略]

(ウ) 振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況

(I)～(2)工 [略]

(3) 予測

ア [略]

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

(ア) 伝ば理論式

(イ)～(I) [略]

ウ 予測条件

(ア) [略]

(イ) 地域特性に係る条件

振動の伝ばに影響を及ぼす地質・地盤の状況

工～(4)イ [略]

### 4 悪臭

(1) [略]

(2) 調査

ア [略]

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による悪臭の測定方法は、次

に掲げる測定方法若しくはJ I Sに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

(ア) 臭気指数又は臭気の濃度

「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める測定方法又は「さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則別表第12第2号の表の備考2の規定に基づく臭気の測定方法等」に定める測定方法

(イ) [略]

ウ～(4) [略]

## 5 水質

(1)～(2)イ(ア) [略]

(イ) 底質の測定方法

「底質調査方法について（平成24年環水大水発第120725002号環境省水・大気環境局長通知）」その他の環境省の告示又は通知に定める測定方法

(ウ)～(4) [略]

6～18 [略]

## 19 廃棄物等

(1) [略]

(2) 調査

原則として調査は実施しない。ただし、地域特性把握のための調査により、必要に応じて次の事項を調査する。

ア 地域における廃棄物等に係る公的な

に掲げる測定方法若しくはJ I Sに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

(ア) 臭気指数又は臭気の濃度

「臭気指数の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める測定方法又は「埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく悪臭の測定方法等（平成14年埼玉県告示第604号）」に定める測定方法

(イ) [略]

ウ～(4) [略]

## 5 水質

(1)～(2)イ(ア) [略]

(イ) 底質の測定方法

「底質調査方法について（昭和63年環水管第127号環境庁水質保全局長通知）」その他の環境省の告示又は通知に定める測定方法

(ウ)～(4) [略]

6～18 [略]

## 19 廃棄物等

(1) [略]

(2) 調査

原則として調査は実施しない。ただし、地域特性把握のための調査により、必要に応じて次の事項を調査する。

計画の有無とその内容

イ 地域における廃棄物処理施設等の整備状況

ウ 地域における廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用の取組等

エ 地域における水資源の確保の状況

(3) 予測

ア 予測内容

(ア) 廃棄物

a 廃棄物の種類、種類ごとの排出量及び処理方法

b 廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用の状況

(イ) 残土

a 残土の発生量及び処理方法

b 残土の排出抑制、再使用及び再生利用の状況

(ウ) [略]

イ [略]

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

a [略]

b 廃棄物処理計画（排出抑制、再使用及び再生利用の計画を含む。）、残土処理計画（排出抑制、再使用及び再生利用の計画を含む。）、水利用計画等

(イ) 地域特性に係る条件

必要に応じ、次の状況を勘案する。

a 地域における廃棄物等に係る公的な計画の有無とその内容

b 地域における廃棄物処理施設等の整備状況

ア 地域における廃棄物処理施設等の整備状況

イ 地域における廃棄物減量の取組等

ウ 地域における水資源の確保の状況

(3) 予測

ア 予測内容

(ア) 廃棄物

a 廃棄物の種類及び種類ごとの排出量

b 廃棄物の排出抑制の状況

(イ) 残土

残土の発生量及び処理の状況

(ウ) [略]

イ [略]

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

a [略]

b 廃棄物処理計画（排出抑制計画を含む。）、残土処理計画、水利用計画等

(イ) 地域特性に係る条件

必要に応じ、次の状況を勘案する。

a 地域における廃棄物処理施設等の整備状況

- c 地域における廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用の取組等
- d 地域における水資源の確保の状況

エ～オ [略]

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用が事業者により実行可能な範囲内で行える限り図られているかどうかを明らかにする。

イ [略]

20 [略]

21 コミュニティ

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

コミュニティ施設その他のコミュニティ活動が行われる場所（以下「コミュニティ施設等」という。）

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 次に掲げる事項のうち調査・予測・評価の項目として選定した項目の予測・評価に必要な事項
  - a コミュニティ施設等の分布の状況
  - b コミュニティ施設等の利用の状況
  - c コミュニティ施設等への経路及び交通手段の状況

(イ) a～b [略]

- c コミュニティ施設等に係る計画等
- d [略]

- b 地域における廃棄物減量の取組等
- c 地域における水資源の確保の状況

エ～オ [略]

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 廃棄物等の排出抑制が事業者により実行可能な範囲内で行える限り図られているかどうかを明らかにする。

イ [略]

20 [略]

21 コミュニティ

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

コミュニティ施設

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 次に掲げる事項のうち調査・予測・評価の項目として選定した項目の予測・評価に必要な事項
  - a コミュニティ施設の分布の状況
  - b コミュニティ施設の利用の状況
  - c コミュニティ施設への経路及び交通手段の状況

(イ) a～b [略]

- c コミュニティ施設に係る計画等
- d [略]

イ [略]

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

コミュニティ施設等への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

コミュニティ施設等への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

コミュニティ施設等への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

コミュニティ施設等の消滅のおそれの有無又は変更の程度、コミュニティ施設等の利用環境の変化の程度並びにコミュニティ施設等への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度

イ [略]

ウ 予測条件

(ア)～(イ) [略]

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件  
将来のコミュニティ施設等の状況  
(対象事業以外の要因による変化)

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

コミュニティ施設等への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

イ [略]

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

コミュニティ施設への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

コミュニティ施設への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

コミュニティ施設への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

(ア) コミュニティ施設

コミュニティ施設への影響の程度

又はコミュニティ施設の有する機能

(イ) コミュニティ施設までの利用経路

コミュニティ施設までの利用経路

等に与える影響の程度

イ [略]

ウ 予測条件

(ア)～(イ) [略]

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件  
将来のコミュニティ施設の状況  
(対象事業以外の要因による変化)

エ 予測地域・地点

(ア) 予測地域

コミュニティ施設への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 予測地点

コミュニティ施設等への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

コミュニティ施設等への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア コミュニティ施設等への影響が事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村がコミュニティ施設等の整備に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

22 [略]

23 安全

(1) 対象とする予測・評価の項目

引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、放射性物質その他の危険物（以下「危険物等」という。）に対する安全性の確保

(2)ア～ウ [略]

エ 地域における周辺の土地利用等の状況

(3) 予測

ア 予測内容

コミュニティ施設等への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

コミュニティ施設等への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア コミュニティ施設等への影響が事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村がコミュニティ施設等の整備に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

22 [略]

23 安全

(1) 対象とする予測・評価の項目

引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物に対する安全性の確保

(2)ア～ウ [略]

エ 地域における周辺土地利用等の状況

(3) 予測

ア 予測内容

危険物等の火災、爆発、漏洩又は拡散  
に対する安全性の確保の程度

イ [略]

#### ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
- a 危険物等の保有量と安全対策
  - b 危険物等の使用施設稼働計画
  - c 建造物の安全対策及び遵守基準
  - d 災害時の防災態勢及び遵守基準

(イ) [略]

#### エ 予測地域

対象事業の実施により、危険物等の火災、爆発、漏洩又は拡散に対する安全上の確保が必要となる地域

オ [略]

#### (4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 危険物等の火災、爆発、漏洩又は拡散の防止が事業者により実行可能な範囲内  
でできる限り図られているかどうかを明らかにする。

引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物等の火災及び爆発並びに漏洩及び拡散に対する安全性の確保の程度

イ [略]

#### ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
- a 引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物等保有量と安全対策
  - b 引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物等使用施設稼働計画
  - c 建造物の安全対策、遵守基準
  - d 災害時の防災態勢、遵守基準

(イ) [略]

#### エ 予測地域

対象事業の実施により引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物等の火災、爆発又は漏洩に対する安全上の確保に係る地域

オ [略]

#### (4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、その他危険物等の火災及び爆発並びに漏洩及び拡散等の防止が事業者により実行可能な範囲内  
でできる限り図られているかどうかを明らかにする。

イ [略]

イ [略]